

第6表 救助体制等

平成18年4月1日現在

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						うち同令第5条に基づくもの		うち同令第6条に基づくもの		救助 工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			救助隊	救助隊員	救助隊	救助隊員	
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	計	計	計	
県計	58	37	21	953	561	392	43	36	7	728	549	179	3	46	1	14	52
千葉市	4	4		56	56		4	4		56	56		2	28	1	14	4
銚子市	1		1	19		19	1		1	19		19					1
市川市	3	3		54	54		3	3		54	54						3
船橋市	3	3		54	54		3	3		54	54		1	18			3
木更津市	1	1		15	15		1	1		15	15						1
松戸市	3	3		60	60		3	3		60	60						3
野田市	2		2	27		27	1		1	18		18					2
成田市	2	1	1	28	14	14	1	1		14	14						1
旭市	1		1	25		25	1		1	25		25					1
習志野市	2	2		32	32		2	2		32	32						2
柏市	3	3		57	57		3	3		57	57						3
市原市	4	4		58	58		4	4		58	58						4
流山市	1	1		12	12		1	1		12	12						1
八千代市	1	1		20	20		1	1		20	20						1
我孫子市	1	1		21	18	3	1	1		21	18	3					1
鎌ヶ谷市	1		1	12		12											1
君津市	1	1		12	12												1
富津市	1		1	15		15	1		1	15		15					1
浦安市	1	1		26	20	6	1	1		26	20	6					1
四街道市	1	1		16		16	1	1		16		16					1
袖ヶ浦市	1	1		14	14		1	1		14	14						1

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						うち同令第5条に基づくもの		うち同令第6条に基づくもの		救助工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			救助隊	救助隊員	救助隊	救助隊員	
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	計	計	計	
富里市	1	1		18	15	3	1	1		18	15	3					1
栄町	1		1	12		12											1
安房郡市広域市町村圏事務組合	4	2	2	54	24	30	2	2		30	24	6					2
長生郡市広域市町村圏組合	1	1		12		12	1	1		12		12					1
匝瑳市横芝光町消防組合	1		1	19		19	1		1	19		19					1
山武郡市広域行政組合	2		2	36		36	1		1	22		22					2
香取広域市町村圏事務組合	2		2	30		30	1		1	15		15					2
佐倉市八街市酒々井町消防組合	4	1	3	61	10	51	1	1		10	10						1
印西地区消防組合	2	1	1	32	16	16	1	1		16	16						2
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	2		2	46		46											2

- (注) 1. 「専任救助隊」とは災害時において、専ら救助工作車で出動し救助活動を行う隊をいう。
2. 「兼任救助隊」とは災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
3. 「専任救助隊員」とは辞令又は職務命令により専ら救助活動を行う者(ただし、救助を要しない火災時には、消火活動を行う者を含む。)
4. 「兼任救助隊員」とは専任救助隊員以外の者をいう。